

群馬大学医学部附属病院生体部分肝移植に関する倫理審査委員会規程

平成16. 4. 1 制定

改正 平成20. 4. 1 平成22. 4. 1

平成26. 4. 1 平成30. 4. 1

令和 3.10.18 令和4. 10. 1

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に、群馬大学医学部附属病院生体部分肝移植に関する倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項等)

第2条 委員会は、本院で行われる生体部分肝移植に関し、病院長から諮問された実施計画について、倫理的・科学的観点から、医学的・社会的適応の有無及び実施に関する適否等について審査する。

2 委員長は、審査結果を文書により、病院長へ報告しなければならない。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 副病院長

(2) 内科系科担当教員（肝臓担当教員を含む。） 4人

(3) 外科系科担当教員（泌尿器科教員を除く。） 3人

(4) 泌尿器科担当教員 2人

(5) 精神科神経科担当教員 2人

(6) 麻酔・集中治療科担当教員 2人

(7) 小児科担当教員 2人

(8) 集中治療部担当教員 1人

(9) 救命救急センター担当教員 2人

(10) 病理部担当教員 1人

(11) 臨床薬理学担当教員 1人

(12) その他委員長が必要と認める教員 若干人

2 前項第2号から第12号までの委員は、病院長が委嘱する。

3 前項の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副病院長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第5条 委員会に副委員長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。

2 副委員長は、委員長が生体部分肝移植の申請者又は実施責任者になったとき及び委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に当たって必要な事項は、委員会が別に定める。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年10月18日から施行し、令和3年7月19日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。